

### III. 債却資産

#### 記載事項の説明

##### 1 納税義務者数に関する調

- (1) 本調は、償却資産に係る固定資産税の納税義務者数を記載した。
- (2) 「法定免税点」とは、法第351条本文の規定による免税点をいい、同条ただし書の規定を適用している市町村における実際の免税点をいうものではない。
- (3) 「大都市計」とは、平成23年1月1日における地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び東京都特別区の数値を合計したものである（以下の調において同じ。）。

##### 2 債却資産の価格等に関する調

- (1) 本調は、法第351条本文の規定による免税点以上の償却資産について記載した。
- (2) 「決定価格」、「課税標準額」及び「課税標準額の内訳」は、市町村ごとに千円未満の額は四捨五入したものの合計である。
- (3) 「課税標準額」の欄には、法第349条の3、法附則第15条、法附則第15条の2、法附則第15条の3又は法附則第16条の2の規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額、その他の償却資産については法第349条の2に規定する額を合計して記載した。
- (4) 「同上内訳」の「市町村分の額」の欄には、「課税標準額」の「合計」のうち「道府県分の額」以外の額を記載し、「道府県分の額」の欄には、法第740条の規定によって道府県が課する部分の課税標準額を記載した。

##### 3 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調

- (1) 「決定価格」及び「課税標準額」の欄の記載については、2の(2)及び(3)の例によった。

(2) 法第 349 条の 3 関係

- ① 「第 1 項（送電用資産・電気事業用）（変電所・電気事業用）」には、地方税法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 17 号。以下「平成 14 年一部改正法」という。）附則第 5 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 1 項を含むものであること。
- ② 「第 2 項（新線構築物）（新線立体交差化施設）」には、地方税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 9 号。以下「平成 21 年一部改正法」という。）附則第 8 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 2 項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和 61 年法律第 94 号。以下「国鉄関連改正法」という。）附則第 3 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 2 項、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 17 号。以下「平成 16 年一部改正法」という。）附則第 10 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 2 項並びに地方税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 9 号。以下「平成 15 年一部改正法」という。）附則第 11 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法律第 349 条の 3 第 2 項を含むものであること。
- ③ 法第 349 条の 3 第 13 項の各区分は、次のとおりである。
  - ア 「①（青函・本四鉄道施設）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から④までに掲げるものを除くものをいうものであること。
  - イ 「②（青函・本四 新線構築物）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。
  - ウ 「③（青函・本四 新線立体交差化施設）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。
  - エ 「④（青函・本四 変・送電用資産）」とは、法第 349 条の 3 第 13 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 28 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、地方税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 5 号。以

下「平成 17 年一部改正法」という。) 附則第 7 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項及び地方税法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 8 号。以下「平成 13 年一部改正法」という。) 附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

- ④ 「第 14 項（河川事業鉄軌道用資産）」には、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 15 項を含むものであること。
- ⑤ 法第 349 条の 3 第 20 項の各区分は、次のとおりである。
  - ア 「①（特定地方交通線）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑤までに掲げるものを除くものをいうものであり、国鉄関連改正法附則第 3 条第 10 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 23 項を含むものであること。
  - イ 「②（新線構築物）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。
  - ウ 「③（新線立体交差化施設）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。
  - エ 「④（河川事業鉄軌道用資産）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 14 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 15 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
  - オ 「⑤（変・送電用資産）」とは、法第 349 条の 3 第 20 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第 28 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 35 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
- ⑥ 「第 23 項（農業・食品産業技術総合研究機構）」には、地方税法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 40 号。以下

「平成 7 年一部改正法」という。) 附則第 6 条第 5 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 27 項を含むものであること。

- ⑦ 「第 28 項（変・送電用資産（鉄道事業用））」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 8 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法 349 条の 3 第 35 項及び平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 37 項を含むものであること。
- ⑧ 「第 31 項（社会保険診療報酬基金）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 39 項を含むものであること。
- ⑨ 「第 32 項（自動車安全運転センター）」には、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 10 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 40 項を含むものであること。
- ⑩ 旧法適用分の内容は、次のとおりである。
  - ア 「旧第 13 項（立体交差化施設）」とは、地方税法の一部を改正する法律（昭和 46 年法律第 11 号）附則第 9 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 13 項及び地方税法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 24 号）附則第 6 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 13 項をいうものであること。
  - イ 「旧第 19 項（地下道又は跨線道路橋）」とは、地方税法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 11 号）附則第 8 条第 3 項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 19 項をいうものであること。
  - ウ 「旧第 21 項（車庫構築物・立体交差化施設）」とは、平成 17 年一部改正法附則第 7 条第 7 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 21 項及び国鉄関連改正法附則第 3 条第 3 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 22 項をいうものであること。
  - エ 「旧第 25 項（日本電気計器検定所）」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 21 号。以下「平成 20 年一部改正法」という。）附則第 10 条第 4 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法

第349条の3第25項、平成15年一部改正法附則第11条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第28項及び平成7年一部改正法附則第6条第5項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の3第30項をいうものであること。

オ 「旧第26項（日本消防検定協会）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第4項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第26項、平成15年一部改正法附則第11条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第29項及び平成7年一部改正法附則第6条第5項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の3第31項をいうものであること。

カ 「旧第27項（小型船舶検査機構）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第4項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第27項、平成15年一部改正法附則第11条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第30項及び平成7年一部改正法附則第6条第5項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の3第32項をいうものであること。

キ 「旧第28項（軽自動車検査協会）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第4項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第28項、平成15年一部改正法附則第11条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第31項及び平成7年一部改正法附則第6条第5項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法第349条の3第33項をいうものであること。

ク 「旧第32項（雪崩・落石等対策設備）」とは、平成16年一部改正法附則第10条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項、平成15年一部改正法附則第11条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項及び平成13年一部改正法附則第8条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項をいうものであること。

ケ 「旧第32項（高圧ガス保安協会）」とは、地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号。以下「平成19年一部改正法」という。）附則第6条第2項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項、平成15年一部改正法附則第11条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正

前の法第349条の3第36項及び平成13年一部改正法附則第8条第8項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第36項をいうものであること。

コ 「旧第34項（有線放送電話業務用資産）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第34項、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号。以下「平成18年一部改正法」という。）附則第13条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第35項及び平成16年一部改正法附則第10条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第39項をいうものであること。

### (3) 法附則第15条関係

① 「第1項（倉庫等）」には、平成21年一部改正法附則第8条4項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第2項及び平成19年一部改正法附則第6条第3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第2項を含むものであること。

② 「第2項（公共の危害防止施設等）」には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号。以下「平成22年一部改正法」という。）附則第11条第3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第3項、平成20年一部改正法附則第10条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第3項、平成17年一部改正法附則第7条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第5項、平成16年一部改正法附則第10条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第5項、地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号。以下「平成14年一部改正法」という。）附則第5条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第5項及び地方税法の一部を改正する法律（平成11年法律第15号）附則第8条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第5項を含むものであること。

③ 「第3項（公害防止設備）」には、平成22年一部改正法附則第11条第4項及び第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第4項、平成20年一部改正法附則第10条第7項及び第8項の規定により、

その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第4項の表第1号及び第2号、平成18年一部改正法附則第13条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第6項第1号及び第3号、平成16年一部改正法附則第10条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第6項第2号並びに平成14年一部改正法附則第5条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第6項を含むものであること。

- ④ 「第4項（国内路線用航空機）」には、平成22年一部改正法附則第11条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項を含むものであること。
- ⑤ 「第10項（沖縄電力株）」とは、法附則第15条第14項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第1項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。
- ⑥ 「第10項（沖縄電力株 变・送電用資産）」とは、法附則第15条第14項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第1項の規定の適用を受けるものをいうものであること。
- ⑦ 「第11項（廃棄物再生処理用機械設備）」には、平成22年一部改正法附則第11条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項及び平成20年一部改正法附則第10条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第17項を含むものであること。
- ⑧ 「第12項（大規模地震防災応急対策用資産）」には、平成21年一部改正法附則第8条第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第16項及び平成20年一部改正法附則第10条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第19項を含むものであること。
- ⑨ 「第13項（日本貨物鉄道株の新造車両）」には、平成22年一部改正法附則第11条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第17項を含むものであること。
- ⑩ 「第14項（高度テレビジョン放送施設）」には、平成21年一部改正法附則第8条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第18項及び平成19年一部改正法附則第6条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第23項を含むものであること。

- ⑪ 「第 15 項（広帯域加入者網構築設備）」には、平成 22 年一部改正法附則第 11 条第 12 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 19 項及び平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 23 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 28 項を含むものであること。
- ⑫ 「第 16 項（有線テレビジョン放送施設）」には、平成 22 年一部改正法附則第 11 条第 14 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 21 項及び平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 24 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 30 項を含むものであること。
- ⑬ 「第 17 項（雨水貯留浸透施設）」には、平成 22 年一部改正法附則第 11 条第 15 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 22 項を含むものであること。
- ⑭ 「第 18 項（地方卸売市場）」には、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 17 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 26 項及び平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 25 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 33 項を含むものであること。
- ⑮ 法附則第 15 条第 23 項の各区分は、次のとおりである。
  - ア 「①（特定鉄道事業譲受資産）」とは、法附則第 15 条第 23 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑥までに掲げるものを除くものをいうものであること。
  - イ 「②（新線構築物）」とは、法附則第 15 条第 23 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 2 項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。
  - ウ 「③（立体交差化施設）」とは、法附則第 15 条第 23 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 2 項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。
  - エ 「④（河川事業鉄軌道用資産）」とは、法附則第 15 条第 23 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第 349 条の 3 第 14 項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成 13 年一部改正法附則第 8 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第 349 条の 3 第 15 項の規定の適用を受けるものを含むものであること。
  - オ 「⑤（雪崩・落石等対策設備）」とは、法附則第 15 条第 23 項の規定の適用を受ける償却資産のうち、平成 16 年一

部改正法附則第10条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項、平成15年一部改正法附則第11条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項及び平成13年一部改正法附則第8条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項の規定の適用を受けるものをいうものであること。

カ 「⑥(変・送電用資産)」とは、法附則第15条第23項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第28項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成17年一部改正法附則第7条第8項により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第35項及び平成13年一部改正法附則第8条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

⑯ 「第24項(鉄道車両安全向上設備)」には、平成21年一部改正法附則第8条第8項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第31項を含むものであること。

⑰ 「第25項(家畜排せつ物管理施設)」には、平成18年一部改正法附則第13条第28項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第44項を含むものであること。

⑱ 「第28項(貨物鉄道に対する貸付資産)」には、平成22年一部改正法附則第11条第18項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第35項を含むものであること。

⑲ 「第32項(ICカード利用機械)」には、平成21年一部改正法附則第8条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第42項及び平成19年一部改正法附則第6条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第49項を含むものであること。

⑳ 旧法適用分の内容は、次のとおりである。

ア 「旧第1項(農山漁村電気施設)」とは、平成18年一部改正法附則第13条第1項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第1項をいうものであること。

イ 「旧第5項(公共危害防止構築物)」とは、平成22年一部改正法附則第11条第6項の規定により、その例によるこ

ととされた同法による改正前の法附則第15条第5項、平成20年一部改正法附則第10条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第5項、平成18年一部改正法附則第13条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項、平成16年一部改正法附則第10条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項、平成14年一部改正法附則第5条第14項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項、地方税法等の一部を改正する法律（平成12年法律第4号。以下「平成12年一部改正法」という。）附則第7条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項並びに地方税法及び国有資産所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成9年法律第9号）附則第9条第5項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項をいうものであること。

ウ 「旧第6項（公害防止優良更新施設）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第6項、平成20年一部改正法附則第10条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第6項、平成18年一部改正法附則第13条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項、平成17年一部改正法附則第7条第13項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項及び平成14年一部改正法附則第5条第15項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第8項をいうものであること。

エ 「旧第7項（産業廃棄物焼却施設等）」には、平成22年一部改正法附則第11条第8項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第7項、平成18年一部改正法附則第13条第14項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第9項、平成16年一部改正法附則第10条第18項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第9項及び平成14年一部改正法附則第5条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第9項をいうものであること。

オ 「旧第10項（特定駐車場）」とは、平成19年一部改正法附則第6条第5項の規定により、その例によることとされ

た同法による改正前の法附則第15条第10項をいうものであること。

カ 「旧第12項（地域エネルギー利用施設）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第12項をいうものであること。

キ 「旧第14項（旧国際電信電話株）」とは、地方税法等の一部を改正する法律（平成5年法律第4号）附則第7条第3項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第14項並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成3年法律第7号。以下「平成3年一部改正法」という。）附則第8条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第13項をいうものであること。

ク 「旧第15項（地方卸売市場）」とは、地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）附則第8条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項及び地方税法の一部を改正する法律（平成2年法律第14号）附則第6条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項をいうものであること。

ケ 「旧第15項（外貿埠頭公社の特定用途港湾施設）」とは、平成20年一部改正法附則第10条第12項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項及び平成18年一部改正法附則第13条第18項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第18項をいうものであること。

コ 「旧第15項（老人保健施設）」とは、平成18年一部改正法附則第13条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第15項をいうものであること。

サ 「旧第17項」とは、平成3年一部改正法附則第8条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第17項（国鉄関連改正法附則第3条第12項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第15条第19項を含む。以下同じ。）をいうものであり、その各区分は、次のとおりである。

ア 「①（立体交差化施設）」とは、改正前の法附則第15条第17項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第

- 17 項の表第 9 号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。
- b 「②（旧交納付金法附則第 19 項）」とは、改正前の法附則第 15 条第 17 項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第 19 項の規定の適用があった償却資産をいうものであること。
- c 「③（旧交納付金法附則第 20 項）」とは、改正前の法附則第 15 条第 17 項に規定する償却資産のうち、旧交納付金法附則第 20 項の規定の適用があった償却資産をいうものであること。
- シ 「旧第 18 項（遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備）」とは、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 14 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 18 項をいうものであること。
- ス 「旧第 19 項（指定法人等の大規模外貿埠頭）」とは、地方税法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号）附則第 6 条第 9 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 19 項をいうものであること。
- セ 「旧第 20 項（水力発電施設の魚道）」とは、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 19 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 20 項をいうものであること。
- ソ 「旧第 20 項（電気通信信頼性向上設備）」とは、平成 22 年一部改正法附則第 11 条第 13 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 20 項及び平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 16 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 23 項をいうものであること。
- タ 「旧第 21 項（共同研究施設）」とは、平成 19 年一部改正法附則第 6 条第 6 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 21 項をいうものであること。
- チ 「旧第 26 項（電線類の地中化設備）」とは、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 22 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 26 項をいうものであること。
- ツ 「旧第 28 項（新世代通信網構築設備）」とは、平成 18 年一部改正法附則第 13 条第 23 項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第 15 条第 28 項をいうものであること。
- テ 「旧第 28 項（障害発生防止電気通信設備）」とは、平成 20 年一部改正法附則第 10 条第 18 項の規定により、その例

によることとされた同法による改正前の法附則第15条第28項及び平成18年一部改正法附則第13条第26項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第35項をいうものであること。

ト 「旧第28項（鉄道事業用駅等大規模改良工事）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第16項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第28項、平成18年一部改正法附則第13条第27項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第39項をいうものであること。

ナ 「旧第29項（旧交納付金法附則第17項）」とは、平成21年一部改正法附則第8条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第29項及び国鉄関連改正法第2条の規定による改正前の国有資産所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「旧交納付金法」という。）附則第17項（昭和60年一部改正法附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる場合を含む。以下同じ。）の表第9号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

ニ 「旧第31項（牛処理衛生設備）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第17項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第31項をいうものであること。

ヌ 「旧第36項（公共荷さばき施設）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第19項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第36項をいうものであること。

ネ 「旧第37項（一般廃棄物処理施設）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第20項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第37項をいうものであること。

ノ 「旧第45項（地下駅火災対策）」とは、平成21年一部改正法附則第8条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第45項をいうものであること。

ハ 「旧第46項（地下浸水対策）」とは、平成21年一部改正法附則第8条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第46項及び平成19年一部改正法附則第6条第11項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第53項をいうものであること。

ヒ 「旧第49項（特定特殊自動車）」とは、平成21年一部改正法附則第8条第12項の規定により、その例によること

とされた同法による改正前の法附則第15条第49項をいうものであること。

フ 「旧第54項（鉄道再生事業）」とは、平成22年一部改正法附則第11条第22項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第15条第54項をいうものであること。

(4) その他 法附則第15条の2、法附則第15条の3関係

① 法附則第15条の2第2項の各区分は、次のとおりである。

ア 「①（三島特例）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、次の②から⑬までに掲げるもの又は法附則第15条の3第1項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。

イ 「②（新線構築物）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第2項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。

ウ 「③（新線立体交差化施設）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。

エ 「④（新造車両）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法附則第15条第29項の規定の適用を受けるものをいうものであること。

オ 「⑤（新幹線鉄軌道用資産）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第12項の規定の適用を受けるものをいうものであること。

カ 「⑥（青函・本四 鉄道施設）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の3第13項の規定の適用を受けるもののうち、次の⑦から⑨までに掲げるものを除くものをいうものであること。

キ 「⑦（青函・本四 新線構築物）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の3第13項の規定の適用を受けるもののうち、同条第2項本文の規定の適用を受けるものをいうものであること。

ク 「⑧（青函・本四 新線立体交差化）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の3第13項の規定の適用を受けるもののうち、同条第2項ただし書の規定の適用を受けるものをいうもので

あること。

ケ 「⑨（青函・本四　変・送電用資産）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産で、法第349条の3第13項の規定の適用を受けるもののうち、同条第28項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成17年一部改正法附則第7条第8項により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第35項及び平成13年一部改正法附則第8条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

コ 「⑩（河川事業等に係る鉄軌道用資産）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第14項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成13年一部改正法附則第8条第6項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第15項の規定の適用を受けるものを含むものであること。

サ 「⑪（車庫構築物・立体交差化施設）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、平成17年一部改正法第7条第7項により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第21項ただし書の規定の適用を受けるものをいうものであること。

シ 「⑫（雪崩・落石等対策設備）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、平成16年一部改正法附則第10条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項、平成15年一部改正法附則第11条第10項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項及び平成13年一部改正法附則第8条第7項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第32項の規定の適用を受けるものをいうものであること。

ス 「⑬（変・送電用資産）」とは、法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法第349条の3第28項の規定の適用を受けるものをいうものであり、平成17年一部改正法附則第7条第8項により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第35項及び平成13年一部改正法附則第8条第9項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法第349条の3第37項の規定の適用を受けるものを含むものである

こと。

② 法附則第15条の3第1項の各区分は、次のとおりである。

ア 「①(承継特例)」とは、法附則第15条の3第1項の規定の適用を受ける償却資産のうち、法附則第15条の2第1項又は第2項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。

イ 「②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)」とは、法附則第15条の3第1項及び法附則第15条の2第1項の規定の適用を受ける償却資産のうち、旧交納付金法附則第17項の表第9号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

ウ 「③(三島特例)」とは、法附則第15条の3第1項及び法附則第15条の2第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、同条第1項の規定の適用を受けるものを除くものをいうものであること。

エ 「④(三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)」とは、法附則第15条の3第1項並びに法附則第15条の2第1項及び第2項の規定の適用を受ける償却資産のうち、旧交納付金法附則第17項の表第9号の規定の適用があった償却資産をいうものであること。

③ 法附則第16条の2の「第2項(三宅村特例)」、「第5項(能登半島地震特例)」、「第7項(新潟県中越沖地震特例)」及び「旧第14項(新潟県中越地震特例)」の「決定価格」欄には、法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける償却資産にあっては、これらの規定により課税標準とされる額を記載した。

④ 法附則第16条の2の「旧第11項(立体交差化施設)」とは、平成12年一部改正法附則第7条第18項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法による改正前の法附則第16条の2第11項をいうものであること。

⑤ 法附則第16条の2の「旧第14項(新潟県中越地震特例)」とは、平成21年一部改正法附則第8条第14項の規定により、その例によることとされた同法による改正前の法附則第16条の2第14項をいうものであること。

##### (5) 特記事項(法附則第15条関係)

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律(平成23年3月31日法律第13号)による改正後の

地方税法に基づき記載したものであり、以下に掲げる規定を除き、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成 23 年 6 月 30 日法律第 83 号）による改正は反映されていない。

- ① 「第 8 項（離島路線用航空機）（小型離島航空機）」には、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 83 号）による改正後の地方税法（以下「新法」という）第 349 条の 3 第 9 項の規定を適用した価格等を記載したものであること。
- ② 「第 22 項（離島航路事業用内航船舶（349 条の 3 ⑥との連乗後））」には、新法第 349 条の 3 第 7 項の規定を適用した価格等を記載したものであること。

#### 4 償却資産の段階別納税義務者数等に関する調

本調は、すべての償却資産について、段階別に納税義務者数及び課税標準額を調査したものである。したがって、法定免税点未満の償却資産も調査の対象となっている。

なお、「計の内訳」の欄には、総務大臣又は道府県知事が価格等を配分した償却資産（法定免税点未満のものを含む。）及び道府県知事が価格等を決定した大規模の償却資産（道府県において課する部分を含む。）についてそれぞれ当該償却資産に係る納税義務者数及び課税標準額を記載した。